

「公社存続プラン」(案)への意見等

(No. 1)

箇所	武田委員
●公社存続プラン以前の部分への意見	
<p>P 5 1. 2 設立目的</p>	<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">公益性と経済性の両立 (この部分もきちんとした文書にするほうがよい)</p> <p>【理由等】 矢印以下の表記の仕方は、意味は十分理解できるのですがこのような報告書の本文の記載方法としては違和感がぬぐえません。 「これによれば公社は当社から公益性と経済性の実現という二つの目的を持って設立されており、それらを両立させることを求められていた。」(文書の内容は十分に検討する必要がありあくまで例示)等の文書で記載する方が一般的ではないでしょうか?</p> <p>1. 森林整備公社設立の目的として 森林整備公社設立の目的として5ページに整理されている表面的な設立目的以外に委員会において県から説明があったとおり、県が分収林事業を行うこともできたにもかかわらず公社を設立した理由(目的)は制度融資の受け皿としての位置付けが最も大きかったとおもわれる。</p> <p>【理由等】 このことについては、従来からの県の各種委員会や外部監査において同様の認識を県職員から受けたことがあります。 設立目的として結構重要な事項と思われる部分が報告書に何ら記載されていない理由が理解できません。 委員会において説明された要素は可能な限り省略せずに報告書に記載してほしいと思っています。</p>
<p>p 2 8 9. 6</p>	<p>5. . . . 皆伐までの</p> <p>【理由等】 近年の伐採方法については皆伐の見直しが前提になりつつあり、「皆伐」でなく少なくとも「伐採」にすべきだと思います。</p>

箇所	武田委員	
●公社存続プランへの意見		
<p>p 3 2 10. 1 厳格査定</p>	<p>査定の判断基準が記載されていないことについて</p> <p>①判断基準は項を改めて詳説する予定でしょうか？ 最も重要な要素であり、「なお、判断の基準は項を改めて詳説する。」等の記載があるほうが理解しやすいと思うのですが。</p> <p>②査定方法の明確化 表には「査定方法の明確化」と記載してあるが本文では項を立てて記載していないのは理由がありますか？</p>	
<p>p 3 2 10. 1. 2 ・経営方針の明確化</p>	<p>「採算林と不採算林に対する経営方針を明確化し、限りある資源を投資すべきものと、そうでないものを区別するのが、本当の公平性及び平等性のある事業である。」</p> <p>この部分の記載は38ページ10. 5. 1につながっているのでしょうか？ そうであるとすれば、「不成績林分は放置しろ」といった現在の森林に対する一般的な考え方とはかなり異なる提案をしているととられかねない内容になっていると思います。 行政では放置荒廃林に対する対策を重要課題としてとる一方で、公社がこのような政策を採る要提言することにはそれ相当の根拠が必要だと思えます。さらに表現についても十二分に吟味する必要があると思えます。</p> <p>採算林と不採算林の定義を明確にする必要がある。</p> <p>【理由等】 「採算林」「不採算林」の定義は別の項で行うのでしょうか？ 議論の根本になる事項ですのでいずれかの場所で明確に定義し解釈によるぶれが生じないようにする必要がありますと思えます。 なお、現在のABC・・ランクを基礎とすることには個人的には疑義があります。</p>	
<p>p 3 2 10. 2 有利子負債の圧縮</p>	<p>「多額の支払利息」対策としては「有利子負債の圧縮」は一つの方法ですが一部にすぎないと思えます。項目としては「利子負担の軽減」等の方が適切ではないでしょうか。 「林業公社の経営対策等に関する検討会」報告書もそのような表現をとっていると思えます。</p> <p>【理由等】 利子負担の軽減対策として①自前での資金調達による高利率借入の借換 ②県の支援のもとでの繰上償還（有利子負債の圧縮）③債権放棄等の方法があると思えます。</p>	
箇所	武田委員	金子委員
<p>p 3 2～p 3 3 10. 2. 2 10. 2. 3 県からの支援 三セク債</p>	<p>私の理解が誤っているかもしれませんが三セク債自体、県が支援して繰上償還する際の、県の具体的資金調達方法の一つではないのでしょうか？ もしこの理解でよいのなら「三セク債の活用」は10. 2. 2の細目として位置づけられるのではないのでしょうか。</p>	<p>貸付金、補助金が考えられるが、貸付金の方法によるべきである。</p> <p>【理由等】 貸付金による資金援助については、その適法性も問題となりうる。もっとも、貸付金についてその償還可能性が全くないことが明白という場合であれば格別、そうでなければ県の合理的な裁量に委ねられていると考えられる。そして、県の調達金利より有利子負債の金利の負担が大きければ、結果的に県民負担の軽減に有益であることから、議会の了解を得て実施するのであれば、県の裁量の逸脱・濫用はなく、違法ではないと考える（参考となる裁判例としては、高松高裁平成18年7月13日判決、名古屋高裁平成16年9月29日判決がある）。</p> <p>補助金による資金援助については、県が損失補償をしている有利子負債への援助であり、負債全体の償還性に疑義があることから、実質的には県の債権放棄とも評価される。そこで、仮に実施するとすれば補助金を支出する要件である公益性についての十分な議論・検討が必要であるし、透明性及び責任の所在の明確化も必要となると考えられ、慎重な対応を行うべきである。</p>
箇所	武田委員	
<p>p 3 3 10. 2. 4 債権放棄</p>	<p>県・金融機関 に 公社に対する債権放棄の方法について</p> <p>①「に」の使用により、この部分の文書自体が少しわかりづらいと思うのですが。 ②県と金融機関は債権者としての立場が異なっており同様に論ずることはできないと思えます。 県・、金融機関それぞれに検討する必要があると思えます。</p>	

箇所	武田委員
<p>p 3 4 10. 2. 5 繰上償還</p>	<p>・・・県議会の承認・・・</p> <p>この項は書きぶりからすると県の支援による返済資金の調達による繰上償還という論調になっていますがこの理解で間違いはないでしょうか？</p>
<p>p 3 4 10. 2. 6 DESの利用</p>	<p>同様に公社独自の資金調達による償還の一つの具体的方法になるのではないのでしょうか？</p> <p>この項目は、レベルの異なるいくつかの要素が並列的に記載されているように見えてなかなか理解が困難です。項目の内容を分解して再整理していただきたいのですが。 この項目は全体の構図としては たとえば次のような項目の大きさでの整理になるのではないのでしょうか（項目の番号はあくまで例示です。）</p> <p>10. 2 「利子負担の軽減」 10. 2. 1 自前での資金による高利率借入の償還 10. 2. 1. 1 収益による 10. 2. 1. 2 DESの利用 10. 2. 2 県の支援による繰上償還 県からの資金による繰上償還・・・県の資金調達の方法によりいくつかの方法が考えられる・・・ 10. 2. 2. 1 県の独自資金による 10. 2. 2. 2 三セク債 10. 2. 3 債権放棄 10. 2. 3. 1 金融機関による債権放棄 10. 2. 3. 2 県の債権放棄</p> <p>県の支援が意味する経済実態の説明について公社だけをみれば県の支援で有利子負債が圧縮できその分の利息負担は減るが、県自身が調達した資金にはそれなりの資金コストが発生しているということ（＝県民負担は隠れた形で発生するという不健全な面もあるということ）の問題点が論じられていない。</p> <p>県の支援は県民からみれば単純な「付け替え」としてしかとらえられない可能性があり実質的な効果があればその部分を明確にアナウンスする必要があると思いますが全く触れられていません。</p> <p>また経営成績の透明化という意味において他の記載内容と齟齬が生じる可能性がありその部分の解決方法についても検証する必要があると思います。</p>
<p>p 3 7 10. 4. 4 10. 4. 6. 4 報酬について</p>	<p>適正な報酬とは</p> <p>①適正な報酬とは何を指すのか後ほど詳説するのでしょうか ②報酬が成果を保証する仕組みはどのようなものを想定しているのですか ③成功報酬等は想定しているのですか</p> <p>人件費の圧縮との関係</p> <p>38ページの人件費の圧縮との関係で何らかのコメントは必要ありませんか？</p>
<p>p 3 8 10. 5 事業手法の見直し</p>	<p>不採算林には資金を投入しない ↓ 不採算林であっても一定の資金を投入し割り当てた森林の機能が十分に発揮されるように整備す 【理由等】 p 3 2 10. 1. 2 「・・・経営方針の明確化」に記載した内容と同様です。 不採算林の定義が明確でないためコメントのしようがないところですがあえてコメントすれば、基本にある分収林契約者との関係はどのような問題が発生する可能性があり、どのように解決するのかといったことについては別の項で検討するのでしょうか？ また、間伐に対しては相当な単価で補助金がでているそのことと施業の関係が十分検討されているとは思えないのですが？ さらに、これも不採算林の意味するところが明確でないため何とも言いにくいのですが、現在各地の放置人工林による国土自体の荒廃が問題になっています。荒廃した人工林は基本的にはほとんど保水力が無く水源涵養林の機能は備えていないと言うのは一般的見解だと思っています。 この記載では、「儲からない森林は放置しろ」と言っているようにも解釈される可能性がありもう少しいい表現をする必要があると思うのですが。</p>
<p>p 3 8 10. 6 人件費の圧縮</p>	<p>人件費の圧縮</p> <p>14ページの人件費の部分でも触れましたが現時点でどの部分が圧縮可能であるか具体的に指摘する必要はないのでしょうか</p>

箇所	武田委員	
<p>p 39 10.6.2 退職金制度の見直し</p>	<p>退職金制度の見直しがどうしても必要となる。</p> <p>直前の部分の表現からこの表現だと過去にさかのぼって不利益変更すると読めるのですがプロパー職員だけ退職金の減額をされて県職員は何の責任もないのでしょうか？ 県職員にも在職期間に応じて退職金の返納をせよとか提案しないのですか？</p>	
<p>p 39 10.6.6 派遣職員の見直し</p>	<p>派遣職員の給与を県が負担する</p> <p>①不透明な公社の経営成績がいつそう不透明になりませんか ②県民の負担はどう変わのでしょうか？林業に関する県の負担も不透明になると思うのですが40ページ10.8と矛盾しませんか？どのように解消するのか具体的報告形式を示す必要はありませんか？</p>	
箇所	武田委員	金子委員
<p>p 40 10.7.2 契約解除の検討</p>	<p>公社の負の資産を解消</p> <p>負の資産の意味がよくわかりませんが 不採算林の負の要素は今後見込まれる管理コストだと思うのですが今後発生するコストをどのくらいと試算しているのでしょうか？またその内のどれくらいが契約の解除により節約(県・国・地球レベルでの話です。)できるのでしょうか。 不採算林自体にそれ以外に負の要素があるとすればどのようなものが考えられますか？ そもそもこれら不採算と見込まれる森林も一定の経済的、環境的価値を有しており「負の資産」と断言できるものなのでしょうか？ 問題は返済見込みのない負債そのものだと思うのですが、それらはもはや個々の林分とはある意味で関係性が切れていると思っているのですが？ 荒廃林化と、管理コストの比較はしているのでしょうか どちらの県民負担が大きいのか具体的に検証していればその数値も提示してほしいのですが。</p> <p>県民負担を軽減</p> <p>荒廃林化と、管理コストの比較はしているのでしょうか どちらの県民負担が大きいのか具体的に検証していればその数値も提示してほしいのですが</p>	<p>契約解除の方法としては、現時点では、土地所有者の合意を得て、合意解除を行うべきである。</p> <p>【理由等】 契約解除の方法としては、土地所有者の合意を得れば、合意解除が可能である。 土地所有者が契約の合意に応じない場合は、基本的には契約が継続していると考えることになる。 なお、合意がなくても、木材価格の上昇等の事情変更によって契約の拘束力がなくなったとして、一方的に契約の解除が可能であるとの考え方も法理論的には成り立たなくはないが、形式上は契約関係が残存している状態で県が債務不履行をすることになる上に、最終的に司法判断でかかる事情変更による契約の解除が認められる可能性は現時点では高くないと考えられるから、慎重な検討が必要である。 仮に一方的に契約解除の主張が認められない場合、公社の債務不履行ということになり、土地所有者から分収林契約に従って得られたであろう利益について損害賠償請求を受けることになるが、立木の所有権移転により損害が填補されれば、土地所有者にはほとんど損害はないとも考えられる。</p>

箇所	高村委員
41ページ	<p>報告書に書かれていることは、全体を通じて、妥当な指摘だと考える。その中でも、11章に書かれていることが公社が早急に対応すべき事項なので、より具体的に指摘することが大事だと考える。</p> <p>例えば、公社の人件費については2.4節で非常に高額の出費がされていることが指摘されている。それでは、具体的にいくりに削減すべきか、ということをご案として出しておくのが、改革の指針となるであろう。そういう観点で私の意見をここに述べる。</p> <p>人件費は年間2000万円を上限とする。県からの出向は断る。プロパーの方には事情を話して、給料の減額に応じてもらうか、退職してもらう。嘱託の方も3人までとする。その削減した人員で仕事をこなしてもらうが、そうすることで少数精鋭になる。どうしても、まかなえない部分は森林組合等に外部委託する。</p> <p>間伐等の施業計画については、現在公社のプロパーが行っているが、森林組合に施業計画書を出してもらい、できれば入札形式で複数の森林組合に計画を出してもらい、安い方に施業委託するようにすれば、施業計画自体を行う人件費が不要になるのではないかと。</p> <p>また、分収林にはA, B, C, D, Eランクのものがあることはわかったが、D, Eランクについては採算がとれそうもない。この部分を明確に見積もるために、A, B, C, D, Eそれぞれを現在皆伐したとき、10年後皆伐採したとき、20年後、30年後、皆伐したとき、その分収林の維持管理にどれくらいコストがかかり、収益を生み出すかを明確にすべきである。それにより、たとえば、D, Eが経費がかかるのみで収益を生み出さないのなら、例えば、D, Eについては山主に立木を譲渡するなどの手を早く打っておき、今後起こる相続人探しの手間も含めて、手間をできるだけ削減するように手を打っておくべきだと考える。</p> <p>また、間伐を行う際に、ちょっときつめの間伐を行い、たとえば、20年間山を全然触らなくてもいいようにして、その間、公社を休眠状態しておく、という手もある。休眠して人件費がかからなくても、金利はかかるので、実際には金利がかからないように手を打った後になるが。</p> <p>また、手間がかかることであるが、林地データベースを作成した森林組合に依頼して、林地のデータベース化を行い、各林地での立木評価をデータベース上でを行い、材積・立木の価格がわかるようにシステム化して、公社の資産が現在どれくらいあるか、10年後、どれくらいになっているか、がちゃんとわかるようにしておくべきだと考える。現在、林地のデータベース化は林野庁の指導で各森林組合が進めていることなので、公社が管理している林地についてもDB化して、DB上で林地評価ができるようにしておくべきである。</p> <p>以上、まとめると、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人件費の削減→2000万円等大胆な目標設定をする。 2. 収益を生み出す見込みのない分収林を山主に返し、管理コストを削減←そのために、ABCDE 3. 暫く管理(間伐)をしなくていい状態に全分収林ができるなら、そうした上でその間、公社を休眠させる。 <p>全分収林の状態をDB化し、それぞれの分収林の間伐スケジュールや、材積などがすぐわかるようにする。</p>
箇所	中越委員
その他	<p>J-VERの導入</p> <p>J-VER制度への取り組みにより、森林に付加価値をつけることで経営改善に資する。</p> <p>また、新公益法人への移行も踏まえ、森林による二酸化炭素の吸収といった公益的事業に取り組むことで、公益認定により有利になるようにする。</p>